

## 第4章 推進体制の確立

### 1 推進体制

人権啓発を総合的かつ計画的に推進していくために、全庁的又は関係所管課間において綿密な連携を図ります。

また、人権に関する知識や経験を有する有識者などで構成する「尾道市人権啓発推進プラン検討委員会」に対し、必要な意見や助言を求め、施策に反映していきます。

### 2 関係機関・各団体との連携・協力

人権啓発の推進にあたっては、行政機関、市民団体及び企業等の果たす役割が極めて大きいと言えます。

また、現在活動している NPO\*等の既存団体に加え、各課題に取り組む新たな団体と連携していくことが必要です。

人権啓発について、それぞれの立場からこれらの機関、団体等が窓口としての相談窓口を充実させるとともに、当該窓口担当者同士が情報を共有できるなど、互いに有機的な関係性を保ちながら推進することが重要であることから、これらの関係者との連携・協力関係の構築に努めます。

### 3 プランのフォローアップ及び見直し

人権啓発の状況について、外部有識者による定期的な点検を実施するとともに、講演会等で回収したアンケートのご意見を以後の啓発活動に反映させるなど、プランのフォローアップに努めます。

人権をめぐる国際的潮流や国内の社会情勢、国及び県の動向等を考慮し、適切に対応するため、必要に応じてプランの見直しを行います。